

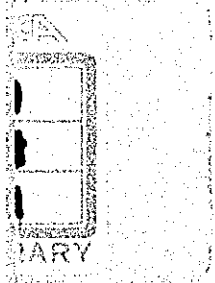
(業務資料 16120)

# 市場関係情報

1970年 1月

海外移住事業団

東京郵政倉庫区市谷本村町42番地  
経済協力センタービル  
海外技術協力事業団  
派遣課



国際協力事業団

受入	000
月日 '84.9.13	81.4
登録No. 14847	EM

# 目 次

1. 国際コーヒー協定とコーヒー事情	1
(1) 国際コーヒー協定の更新	1
(2) 生産目標	2
(3) 基本輸出割当および輸出割当	3
(4) 新市場	5
(5) 多様化基金	6
(6) 選択的価格調整制度	7
(7) 消費障害の除去	8
(8) コーヒー消費の促進	8
(9) 国際コーヒー機構 (ICO)	9
2. '70年代の天然香料展望	10
(1) 現在の生産状況	10
(2) 合成品との競合	13
3. 米国の油桐事情とハリケーン被災状況	15
(1) ハリケーン被災前後の油桐ベルト地帯の概況	15
(2) 南部油桐業界の概況	18
(3) 南部油桐地帯の農業機関	18

JICA LIBRARY



1057136[2]

(4) 桐油流通核種	19
(5) CCC (商品金融公社) と農家との関係	20
(6) 機械化の現況	20
4. 国際商品の動き	21
(1) こしょう (減産で騰勢続く)	21
(2) いんげん豆類 (痛いメキシコ禁輸)	25
(3) '69年度におけるパルプ用材の輸入 (日本)	24
(4) '69~'70年の油糧世界生産量推定	24
(5) 世界の牛肉事情	25
(6) 桐油 (異常高値続く)	26

(引用及び参考文献)

1. 日本香料新聞
2. 東銀月報
3. 油脂
4. 日本経済新聞

(業務第二部 官農課 統)

## 1. 国際コーヒー協定とコーヒー事情

### (1) 国際コーヒー協定の更新

国際コーヒー協定は国連主催の世界コーヒー会議で成立し1968年10月1日から実施された。この新協定は1968年10月1日から1973年9月30日までの5カ年間実施されるものである。この協定にはほとんどすべてのコーヒー生産国と消費国が加盟しているため実質的な世界コーヒー協定である。前協定有効の5カ年間に世界経済情勢の変化から各国の国内的なコーヒー政策と協定の目的との間に各種の不調和を生じ、協定の運営を困難にしていた。新協定では各種の点において改正と追加が行なわれた。主要点の概要は次の通りである。

#### 主要点の概要

##### (1) 輸出及び輸入の統制強化.....

従来生産国の一部はその国が持つ輸出割当以外に割当の制限を受けない新市場に指定された諸国に輸出しそれが更に加盟消費国に再輸出されていた。...(これがいわゆる「ツーリスト・コーヒー」)これは協定に違反する取引であるが従来のメカニズムでは統制できなかつた。しかし年200万俵にも達するこうしたコーヒーは国際価格の強い下落圧力となっていた。

また生産国の一部が輸出割当を超えて生産した場合理事会に対し、輸出割当の補足として“Waiver”を要求するのが常で協定運営上の政治的意味も含めて一般的にその要求は許容されていた。その数量は年平均160万俵にも達し輸出割当制を弱化していた。

以上のようなツーリスト・コーヒー及びウェーバーの問題を解決するため次のような措置がとられることとなった。

即ち

(ア) 全加盟生産国によるコーヒーの輸出には理事会規定に基き当該国

で発行され理事会で追認された原産地証明書を付すこと。

- (イ) 全加盟国によるコーヒーの再輸出には同規定に基き当該国により発給され標章により承認された有効な再輸出証明書を付すること。
- (ウ) 他の加盟国より直接輸入する場合、非加盟国を通じ輸入する場合を問わず、有効な原産地証明書、又は再輸出証明書がない場合全加盟国に対し、その輸入を禁止する。

以上のような規制システムにより、今後は「ツーリスト・コーヒー」の輸出は殆んど不可能になると思われる。同時に“Waiver”に関してきわめて厳格で原則的には許容されない方針である。従つて今後は定められた輸出割当一本となりコーヒー国際価格の安定が期待される。

## (2) 生産目標

各加盟生産国が国内消費、輸出割当及び在庫の合計を超えない水準にその生産を調整することを規定している。しかしながら理事国会議で決定あるいは承認された生産目標はその総計が世界推定消費と常に両立するように必要に応じ変更することができることになっている。

各加盟生産国は定められた生産目標を尊重することを約束し、そのために必要な措置をとらねばならない。もしその義務を履行しない場合、輸出増加も認められないばかりでなく、協定に基づく投票権も停止される。こうしてコーヒーの過剰生産は徐々に解決に向かっている。

なお、世界の約50%を生産していたブラジルの場合をみると、同国はコーヒー協定にさきがけて、すでに生産調整を実施しており1962年から開始されたコーヒー園整理（低生産性コーヒー樹の引抜き）は1967年6月までに、すでに14億本に達した、（その結果約800万～900万俵の生産が減少）、それに費した金額は1億2千万ドルと計算されている。

その結果、ブラジルの生産高は平年作の場合、平均25百万俵内外と

なり、輸出および国内消費（1800万+800万俵）にほぼ見合うまでに統制したことになった。

但し現在のIBO手持ちのコーヒーは55百万俵あり（内25百万俵が輸出可能）、これを国内消費に振り向けているため25百万俵内外の生産であつても余剰を生ずるわけである。

実際には、この数年間、霜害、干害等により、その生産は20百万俵に達していない。

### (3) 基本輸出割当および輸出割当

新協定における基本輸出割当の配分はさほど困難ではなかった。その総枠を55百万俵という高水準にして配分したことおよび年毎に定められる輸出割当と異なり、各生産国に対する基準数配分を主目的としたためである。

但し、新協定においては、輸出能力10万俵以下の国を基礎クォータから除外している。

基礎輸出割当総枠をこのように高水準としたのは、今後の5年間を対象とするものだからであり、同期間に世界のコーヒー消費は当然増加するものと予定している。

毎年の輸出割当に關しては新年度が始まる1カ月前に、今後1年間の世界消費量を推定して理事国会談が総輸出割当枠を定め、次に各国の輸出割当を定める。次に年間を平均して需給の均衡をはかるために各加盟輸出国に対する四半期ごとの輸出割当を定める。それは原則として25%に相当する数量も定められ、その期間中に輸出できない場合は残部を次の四半期に加算することができる。

1968/69年度の総輸出割当枠は別表が示すように47,914千俵に決定し、国際価格の推移に従いこれに150万俵が加わることになる。

(千俵)

種 類 別 国 名	基本輸出割当	68/69年度輸出割当
1.コロンビアのソフト・コーヒー	8,560	7,314
コロンビア(ラ米)	7,000	5,981
ケニア(アフリカ)	860	735
タンザニア( # )	700	598
2.その他ソフトコーヒー	11,166	9,754
コスタリカ(ラ米)	1,100	940
キューバ( # )	-	50
ドミニカ( # )	520	444
エクアドル( # )	750	641
サルバドル( # )	1,900	1,623
グアテマラ( # )	1,800	1,538
ハイチ( # )	490	419
ホンジュラス( # )	425	363
ジャマイカ( # )	-	25
メキシコ( # )	1,760	1,504
ニカラグア( # )	550	470
パナマ( # )	-	25
ペルー( # )	740	632
ベネズエラ( # )	325	278
ブルンジ( # )	233	240
ルアンダ(アフリカ)	150	200
インド(アジア)	423	362
3.無洗滌アラビカ・コーヒー	22,420	19,277
ブラジル	20,926	17,880
ポリビア	-	50



パラグアイ	—	70
エチオピア	1,494	1,277
4. ロブスタ・コーヒー	12,895	11,569
コンゴ(RD)(アフリカ)	1,000	855
ガナ( # )	—	52
ギニア( # )	—	151
リベリア( # )	—	60
ナイジェリア( # )	—	52
※ OAMCAF( # )	5,383	4,683
カメルーン	1,000	
アイボリー・コースト	3,073	
中央アフリカ	200	
マルガシユ	910	
トゴ	200	
ダオメー	—	
ガボン	—	
ボトガル(アンゴラ)(アフリカ)	2,776	2,372
シエラ・レオネ( # )	—	82
ウガンダ( # )	2,379	2,033
インドネシア(アジア)	1,357	1,160
トリニダット・トゴ(ラ米)	—	69
合 計	55,041	47,914

※アフリカ・マルガシユ・コーヒー機構

#### (4) 新市場

世界には現在、コーヒーを實際上消費しない国もあり、また消費ははじめばかりの国もある。コーヒー協定中にはこれら諸国のコーヒー消

費促進をはかるためその対象として「新市場」なるものが定められ（新市場以外は伝統市場という）消費増進のため加盟国に対しプロパガンダおよび展示等をらゆる方法が許可されている。

これら諸国は以下の通りであるが協定加盟国であつても日本やソ連のように「新市場」に属している国もある。これは絶対数においてすでに相当のコーヒーを消費しているが国民1人当たりの消費がきわめて少ないためである。

これら諸国に対する輸出は輸出割当制限を受けない。つまり各生産国の輸出割当は伝統市場のみに対するものである。

【新市場諸国】……（新国際コーヒー協定「添付B」に記載されている。）

サウジ・アラビア、セイロン、中央、タイワン、バーレーン、ボツワナ、ハンガリー、イラン、イラク、日本、クウェイト、オーマン、ポーランド、南北朝鮮、南ア連邦、ローデシア、ルーマニア、スーダン、西南アフリカ、タイ、ソ連、ザンビア、スワジランド、

（注）フィリッピン、南北ベトナム、およびヨルダンは今回添付Bから除外された。

#### (5) 多様化基金

低生産性のコーヒー産国を整理して多様化をはかることは世界のコーヒー生産過剰を解消して需給の均衡をはかる上に基本的な措置であるが新協定では、世界コーヒーの需給均衡と生産制限多様化を目的として「コーヒー国際機構多様化資金」が設置された。

これは加盟生産国で10万俵以上輸出する国は全てこの基金に加入する義務があり、輸出コーヒー1俵につき60セントを四半期ごとに拠出するように定められた。

そのうち80%は自国通貨で本基金により承認されれば拠出した生産

国自身のプログラムに適用できるが残り20%は交換性通貨で基金に納入しなければならぬと規定されている。

以上の規定を履行しない加盟国は投票権を失ったりほか、請求、輸出割当増加を認められまいと定められている。

この基金は各生産国が基本割当制当に導いて生産目標を定む余剰コーヒーは整理し、その時に有価な作物を採る際の資金的補助に充当されるものである。

#### (5) 逐次的価格調整制度

価格輸出割当を価格によって自動調整するシステムを逐次的価格調整制度と呼んでいるがそのメカニズムは次の通りである。

まず、コーヒー豆の4つの主要産国グループに分類してそれぞれのコーヒーは最低および最高価格を置く。

ある国半端にあるグループのコーヒー価格は前日より自動調整してその最高価格を上回る場合は前年の水準に引き下げてその年度のコーヒー生産量の輸出割当を削減し最低価格を下回る場合はそれを減少させて価格の安定化をはかる。

あるグループのコーヒーの価格が上昇するかは下降するかは消費者の選択による供給関係からかかると考えられる。

しかしこれらは最低価格に多大差をいかに定めるかにより大きく異なってくるもので毎年少しづつ修正して調整している。

従つて、この価格は4つのグループの価格がそれぞれ価格となっているものである。

4つのグループの最高最低価格(ニューヨーク現物：1ポンド当たりセント)

コーヒーグループ	最 高	最 低
1 コロンビアのソフト	43.25 (42.75)	39.25 (38.75)
2 その他のソフト	41.25 (41.25)	37.25 (37.25)
3 無洗滌のアラビカ	39.25 (39.25)	35.25 (35.25)
4 ロブスタ	34.50 (34.25)	30.50 (30.25)

(注) カッコ内は1967~68年度

各グループに属する諸国については輸出割当表参照。

#### (7) 消費障害の除去

コーヒー消費国は、アメリカを除き多かれ少なかれ輸出税の障壁を設け、また、国税によつて消費増をはねている。特に顕著なものはEECによるラテン・アメリカ・コーヒーに対する差別待遇である。EECはアフリカ新興諸国と連合の形において同盟を結んでおり、それら諸国からの輸入に特免を供与している。

今回の新協定交渉においてEEC諸国側はその優先を廃止すると約束している。第47条ではその他消費加盟国に対しても消費を妨げる各種の国内的障害を漸次除去するよう勧告している。

#### (8) コーヒー消費の促進

コーヒー消費の促進はICO常任理事会の任務となつているが、それに付属してWCPC=World Coffee Promotion Committee(世界コーヒー消費促進委員会)を設置しこれにあたらせている。消費促進プログラムの費用は輸出加盟国が拠出することになつているが輸入加盟国も資金融資によつて消費促進に寄与することができる。

1968/69年度にはアメリカおよびカナダ向宣伝用に3,515千ドルが割当てられ、その拠出金は輸出コーヒー1俵あたり1.5セントであつ

た。

(9) 国際コーヒー機構 (ICO)

1) 協定加盟国

a 生産国 . 輸出割当の項参照 (41カ国)

b 消費国 . アルゼンチン, オーストラリア, オーストリア, ベルギー, カナダ, キプロス, デンマーク, スペイン, アメリカ, フィンランド, フランス, イスラエル, イタリア, 日本, ノルウェー, ニュージーランド, オランダ, イギリス, 西ドイツ, スウェーデン, スイス, チェコスロバキア, チュニジア, ソ連 (以上24カ国)

## 2. '70年代の天然香料展望

香料全体の需要は過去10年間に約2倍になったといわれそれが人口の増大、生活水準の向上、消費物資の変革というものに支えられ将来もさらに増大していくことは当然であり、その中で天然香料の地位は個々に見れば問題があるが、生産の増大、価格、品質の安定の方向に進んでいくので香料の需要の増加と質的向上と共に依然として重要な原料としての将来はあるものと考えられる。

天然香料の将来として、その用途によつては大きな困難に遭うものもある。合成香料の技術の進歩によつて合成香料と競合する分野においてはその地位は脅やかされている。(例えばアルペンシス薄荷は合成メンソールになり、シトロネラ油はピネンからの合成物によつて)天然香料が農産物として生産物として生産されるものであるから労賃上昇、天候の問題などがあり、価格の値下げのみが合成香料と競合できる分野では、その将来はあまり期待できない。

しかし大量に生産される天然香料のなかでは益々重要性の高まっているものがあり、また生産量は比較的少量であつても香料として非常に重要なものも多く、フレーバー用の天然香料などは嗜好の高度化によつて、さらに必要なものとなる。

### (1) 現在の生産状況

一般的にいえることは高度に工業化の進んだ国で国土の狭い国々、例えばヨーロッパ先進国での天然香料の生産はもはや期待できない。工業化が進んでいても国土の大きな国々、一次産業によつて現在国の経済の成り立っている国々、そのような所では天然香料の生産のための農業がさらに進歩する余地があるものと考えられる。

#### ① アメリカ

アメリカは世界で第一の工業国であるが、また最大の天然香料の生産国である。

- ⑧ ベーバミント油はアメリカをはじめ、ブラジル、イタリア、ブルガリア、フランス、ソビエト、日本などで生産されているがヨーロッパの生産量は少なくミツチャム種ではアメリカ、アルペンシス種ではブラジルが主産地となつている。

フレーバーとして重要なミツチャム種のアメリカでの生産は過去10年間に約2倍となり1950年代の終りで約1,000トンであつたが1968年には約1,900トンの生産をみている。従つてミツチャム種ベーバミントはアメリカが殆んど世界の供給地となり、全生産量の40%以上輸出している。

- ⑨ スペアミント油でもアメリカは独占的な地位にあり、その生産は過去10年間、かなりの変動があつたが約2倍となつており、年間700トン程度の生産がある。(スペアミント油には、スコッチ種とネイティブ種があり後者が多い。)

- ⑩ アメリカはまた世界第一の柑橘生産国であり、その大規模な果汁工業によつて大量のコールドプレス油が生産されている。カリフォルニアではレモン油が主になり約150万ポンドの生産がある。

地中海沿岸の柑橘油と較べると品質的には問題があるが、価格の低さと大量生産によつて大きな需要がある。

将来柑橘の生産が多くなると油の生産が過剰になる恐れがある。

いずれにしてもアメリカはそれ自身の巨大な消費需要を支えていくためにもこれらの天然香料の巨大な供給源として将来も続くと思われる。

## ② 地中海沿岸

かつて柑橘油王国のイタリアは、やはり地中海沿岸では主力である。ほかにイスラエルでは約200トン～300トンの主としてオレンジ

油が生産されているデータがあるが、アメリカから輸入されたものが再輸出されている場合もある。

スペインでもオレンジ油が100トン程度生産されているが他の国々では少ない。

ライム油は主としてメキシコ、西インド諸島で生産され、全体で500トンの生産があるが、ライム系飲料の伸びと共に重要なものの一つである。

### ③ 南アメリカ

ブラジルは熱帯から亜熱帯までの広い国土を持ち現在では主要な天然香料生産国である。

日本から移入されたアルペンス薄荷は現在ではM・A701改良種が主となり3万ヘクタール程栽培されて、その90%はパラナ州で行なわれている。ほとんどがアメリカへ輸出されている。さらにスペアミントの栽培も少しながら行なわれている。ブラジルでのスペアミント油は将来性がある。

ローズウッド油は、ブラジルでは重要な精油であるが合成リナロールとの競合で最近の生産は低下しており約250トン程度である。

サンタカタリーナ州でのサツサfras油の生産は年間300トン程度で約90%のサフロールを含んでいる。

その他に、コーカリフタス・シトリオドラ油が140トン、レモングラスが60トン、ベチバ油が20トン、バチユリー油が5トン程度生産されている。

更に最近ブラジルが柑橘、主としてオレンジの世界第二の生産地となり、オレンジ油の安価なものが出回るようになってきた。

パラグアイではベチグレン油があり、この南米大陸での天然香料の将来は如何に良質のものを安定した価格で生産できるかどうかにかかっている。



#### ④ アフリカ大陸

大西洋をへだてたアフリカ大陸もヨーロッパ大陸から、広い土地と安い労賃を求めて天然香料の大きな産地となっている。例えばモロッコの天然香料生産はその気候の中が広いので色々な香料植物栽培に適している。

モロッコでの努力の結実した例として、ジャスミンは世界の25%のシェアを占め、ローズ油は第二次大戦後急増している。

ゼラニウム油は今日では15~20トンの生産があり、レユニオン島に次いでいる。

アフリカ大陸はベルガモットの栽培地として今後期待され、イタリアから移入されたベルガモットが各地で栽培され、ヨーロッパに輸出されている。

#### (2) 合成品との競合

合成品と競合する分野の2~3の精油の需要の変遷をみると、例えばポアドローズ油はリナロール、レモングラス油はシトラール、シトロネラ油はシトロネラール、シトロネロールなどの原料として重要なものであるが1956年には3つとも合成品がなかつたが10年後にはポアドローズ油は殆んどなくなり、レモングラス油ではビタミンA合成でのシトラールの需要の伸びは合成品で賄い、油の生産も多くなっている。

シトロネラ油では油の生産には大きな変化がなく合成品も多くなつてきている。この傾向は更に進んでいくものと考えられる。即ち天然精油の成分分析が進み、その結果を利用して上手な調合によりある程度使用できる品質のものが量的には問題なく、安定した価格で供給されるようになった。

しかし天然精油の複雑で巧妙な配合には程遠く、更に安価に合成品が供給されるまでは、天然油の稀釈剤としての役割を果たす程度であろう。

精油成分分析の結果、有効な微量成分が次々と明らかになっているが、さらに進んでそれらのものを天然精油に添加することにより、より良質の天然香料となる可能性が大きい。

ジャスミン油やローズ油などの花精油や、ペチパー油、パチュリ油などのセスキテルペン油はどうしても調合香料には必要であり、人の嗜好がより高麗のものを求める傾向にあるからその需要は多くなるだろう。問題は安定した価格で良品のものの供給でもあろう。

フレーバーとしての香料については食品添加物としてのフレーバー物質の規制がますます強められて行くので天然物がさらに重要となるだろう。前述の柑橘油やミント油のほか、カルダモン、コリアンダー、クローブ、シナモンなどの精油も将来性があるものである。

### 3. 米国の油桐事情とハリケーン被災状況

#### (1) ハリケーン被災前後の油桐ベルト地帯の概況

##### ① ハリケーン被災以前の概況

ア) 米国の油桐ベルト地帯は、南部諸州即ちミシシッピ、アラバマ、ルイジアナ、ジョージア、フロリダ各州の海岸より約160km(100マイル)以内に点在する。

油桐植栽面積は約42,600ha(105,300エーカー)

ha当たり植栽本数 約300本(エーカー当たり120本)

農家総数：約6,000戸

(内訳： 4,500戸は2ha以下の小農(1戸当たり5エーカー以下)  
1,500戸が2ha~1,000haの中農及び大農(5エーカー~2,500エーカー)

- 特 徴： a) 農家の階層上下が激しい。  
b) カリフォルニアの農村風景と比して一般に貧しいことが目立つ。  
c) 土地の貧しさが目立つ。

土壌の種類：概ねSand-clay loam(砂・粘土質)  
有機質が乏しい。

PH 価は4.5~6.5 殆んど6以下...

(酸性土壌だが油桐が耐酸性のため  
持っているようなものである。)

- d) 油桐の斜陽化のため以前から多角化、又は生産転換の必要性が考えられていたが土地の悪さのため作物選定に限界があつた。

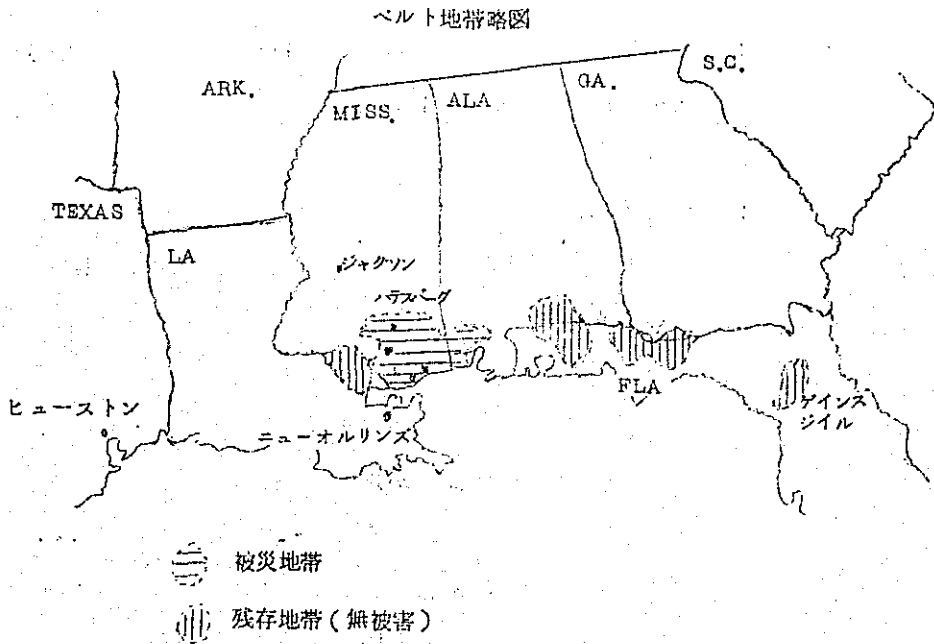
- e) 最も生産性の高い地区は、ミシシッピ州パールソバー郡の郡都ボブラヴィル市を中心とする一帯

である。

## ② ハリケーン被災以後の概況

### ア) ハリケーンの襲来状況

1969年8月17日のハリケーン「カミール」は、メキシコ湾より、ピロクスイー、ガルフポート一帯の沿岸に上陸、北上し、ミシシッピの油桐畑全部、ルイジアナ、アラバマのミシシッピ寄り地帯の油桐畑も被災し、倒木・全滅した。(2年前のハリケーンの場合は落葉に止まり、当該農年の収穫減になっただけ)今回は倒木したものでかつ被災地帯が主産地であるため長期に亘る生産減は必至である。



### イ) 被災状況と復興見込み

油桐被災面積：約            ha (45000 エーカー)

1969~70年桐油生産高予想：約2,268t(500万封度)...

...(注) 平年生産高 約1,793t(2,600万封度)

以上の統計は米紙務省推定であるが、被災地ではこの推定も甘いとしている。

被災農家が全面積新植したとしても5年間収穫が見込めないので今後5年間は約2,300t(500封度)程度とみられる。また、苗木商も被災しており全面積の新植は望めない。なお、新植するため倒木を除去しなければならないが、多くは放置状態となっており、余程災害融資を受けないと立ち直りが難しいとみられる。特に本年は冷害が少なく豊作が確実視されていたので、ハリケーン・ショックは大きい。

そして

- a) 被災を機に生産転換したくとも土壌条件が悪いので作物選定に限界がある。
- b) 油桐に代る適作物は大豆といわれているが米国初め、世界的な過剰生産のため奨励ができない。
- c) 畜産も長期間収入が見込めず、油桐と五十歩百歩とみられている。
- d) ケナフも試験段階では適作となっているが加工工場がないので農家は着切れない。
- e) 油桐の新植も今後支持価格制が続けば有利であるがニクソン政権は支持価格制を撤廃しようとしている。( '70年の支持価格は11月1日付で桐油封度当たり25.6セント、桐実換算トン68.25だが71年以降は保証されていない。)

以上の事情があるため農家はまだ後継のプランがはつきりしていないのが実情である。

(なお、油桐農家は必ずしも、全面積が油桐でなく冷害の惧れある低地に若干大豆、畜産を行なっているのが多い。)

一方、ミシシッピ州は米国で最も貧しくかつ、ガルフポート、ピ

ロクイスの篠光地がドル箱であつたところこれが破壊したので州政府は財政ピンチに見舞われ、結局連邦政府援助が頼みの綱となっている。

ウ) 今後の市況等

被災後桐油市価は急騰し封度当たり、24セントとなり、支持価格の3割まで達してきた。CCC では1969年11月末より在庫放出を始めており、市価回復によつてCCC在庫がさばけ易くなる模様。今後の桐油の将来は決して悪くないとする業界の声が強い。(例えば、水性ペイントの場合桐油を添加すると品質向上が計られる等新開発が進んでいる事から)

(2) 南部油桐業界の概況

Tung Center : 所在地 ミシシッピ州ポブラヴィル市

Tung Center 内 :

- ① American Tung Oil Association (米國桐油協会)
- ② Tung Research and Development League  
(油桐研究開発連盟)
- ③ The National Tung Oil Marketing Cooperative  
(出荷組合で、油桐農家の70%が加入している)  
(桐油市場組合)
- ④ Pan American Tung Research and Development  
League (パン・アメリカン桐油研究開発連盟)  
(これら四機関の事務局があるか4~5人の事務局員が四機関を兼務しているのが実態である。)

(3) 南部油桐地帯の農業機関

- ① 連邦農務省油桐研究所 (U S D A Tung Research Laboratory)

② ミシシッピ州大附属南ミシシッピ試験場 ( South Missis -  
sippi Experiment Station )

所在地:ミシシッピ州ボブラウイル市郊外

③ ミシシッピ州附属油桐試験場

所在地:ミシシッピ州ボブラウイル市 16 km 地点

④ パンアメリカン桐油研究開発連盟研究所

所在地:ミシシッピ州ハテイスバーグ市

上記の各農業機関の主要業務

① の 場 合 : 植物生理面からの基礎研究, 特別研究課題として冷  
害回避の遅咲き品種の開発改良

②及び③の場合: 機械化の研究, 生産転換の作物試験 (特にケナフの  
試験に重点)

④ の 場 合 : 桐油の新用途開拓

但し, 農務省研究所と州大試験場の分業は明確でなく, 連盟研究所の所員  
の多くは州大関係者が兼務している。また, 農務省研究所はフロリダ・モ  
ンテセーロにもあり, フロリダ大試験場と協調している。

普及活動: ここでは研究所試験場が直接普及活動をしている。

(カリフォルニア大では試験場と普及事務所があり, 後者が  
農民と試験場との仲介をしている。)

#### (4) 油桐流通概略

(一例) ルイジアナ州ボガルサ市周辺の場合

生産者→搾油工場 ( Wade Tung Oil Company, INC 所在地:  
ルイジアナ州ボガルサ市)→CCC倉庫 ( ニュ・オルリンズ市)→  
塗料製造工場

(直接ニューヨークに送り込まれる並国, 芭国産桐油の方が米国産  
の運賃コストより安いと思われること。)

(5) CCC (商品金融公社) と農家との関係

- ア) 農家が桐実を搾油工場に出荷，倉庫領収書を受領（桐油何封底相当と記入される。）
- イ) 農家は倉庫領収書を担保にCCC（各郡に一つの事務所がある。）から支持価格封底当たり融資を受ける。（42年は封底当たり24.6セント）
- ウ) 融資期限，毎年年末の10月31日で，それまでに返済不能の場合，倉庫領収書相当の桐油がCCCに差押えられる。
- エ) 市価が支持価格以上の場合処分し支持価格分融資の返済をし支持以下の場合CCCに差押えしてもらい，何れにせよ農家は支持価格までの現金収入は保障される。
- オ) CCCは差押桐油を貯蔵し市況回復を待つ。この間アルゼンチン，ブラグアイ物を輸入する。
- カ) 市況回復次第CCCは差押桐油を放出し，輸入をストップする。

(6) 機械化の現況

機械化は新種，被覆作物の播種及び鋤き込み収穫前の整地，地均し，除草，収穫等に使用されている。

機械収穫は，従来，加州でWALNUT収穫に使用している収穫機を使用している。また，油桐収穫用に改良したものがある。

但し，機械化の場合，植栽間隔が問題で，機械化に最も良いのは列間9m強（30フィート）株間約3.7m（12フィート）ha当たり約250本（エーカー当たり100本）の由である。

当地方で機械化が発達したのは，賃銀水準が低く加州のようにメキシコ人労働者を誘引できないことにもよる。

本報告書は，当団石井陽一サンフランシスコ駐在員が1969年11月，油桐産業年次大会出席時の現地調査報告書を骨子とし，要約したものである。



#### 4. 国際商品の動き

##### (1) こしより (減産で騰勢続く)

国際相場は69年9月以来10年ぶりの異常高を続けている。もともと、こしよりは投機的な性格の強い商品だけに相場の乱高低は珍らしくないが、今回の暴騰はサラワク産こしよりの生産ピーク期と重なっていたという異常ぶりで、英米の市場では前年同期の2倍の高値となっている。

この高騰のきっかけは先行き品不足を見越した投機筋の大量買いがシンガポールに集中したことであるが、その後現実にアジア地域での減産でこしよりは世界的な品不足になっている。

主として、西側に輸出されるインドネシア産ランボン・ブラックのこしよりの収穫は、昨年の2万トンから5千トンに激減、ニューヨーク相場もこし1~8月の1ポンド/45セントから9月には70セント台に上昇している。

ソ連、東欧向けのマラバル・ブラック物もインドの輸出余力が減退、第3の主産地サラワクの収穫量も前年比5千トン減の2万トンと推定され、供給は窮乏している。

この減産は干バツが原因だが来年上半年(1970年1月~6月)中、この影響は尾を引きそうである。

このため相場も、更にジリ高を続けるものと予想されている。

一方国内相場も9月以降急騰している。7~8月頃までは黒こしより1キロ当たり220~230円だったが9月中旬、米国やヨーロッパ、ソ連などの大量買い付けと華僑の思惑買いで、シンガポール相場が急騰してから黒こしよりは5割方上がり、白こしよりは2倍近くになっている。

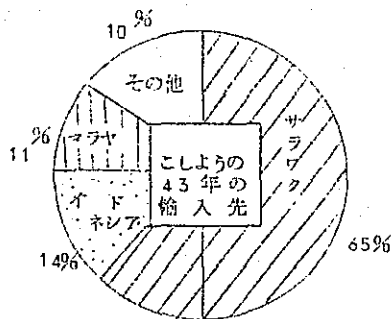
現在のところ市中在庫は極端に少なく上等品の白こしよりは1キロ当たり720~750円という高値も聞かれるなどである。

一方、家庭用こしよりのメーカーは、現在のところ多いところで数カ月

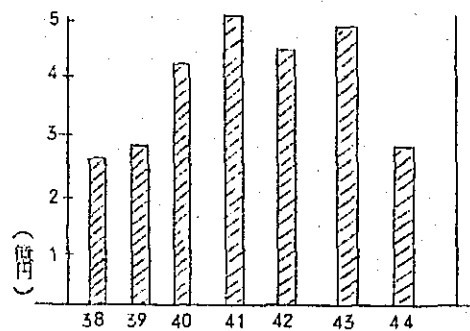
の在庫しかないようである。

海外相場は、新物の出回る70年の5～6月頃まで高水準を続けるものと見られるので70年には家庭用の値上げは必至である。

ところで、世界の総生産量は約10万トン、そのうち日本の輸入量は43年は約2千トンで米国の2万5千トンに比べると1/12.5に過ぎず全く少ないが、しかし、インスタント食品の普及、食生活の洋風化などで、この数年毎年10%程度づつ伸びている。 (11月 現在)

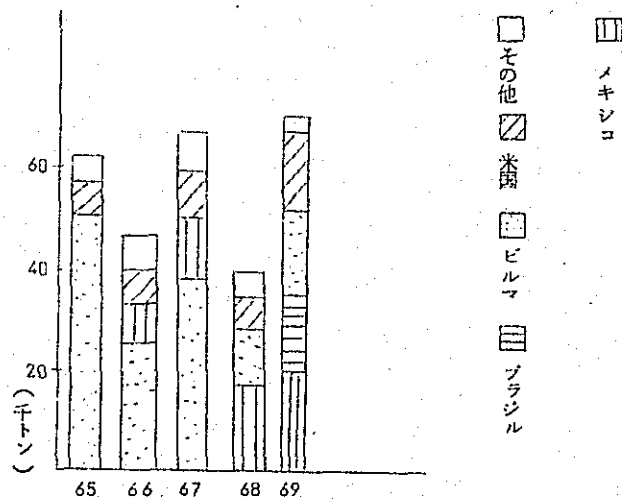


日本のこしよ 輸入額推移 (通関統計)



(注) 年度: 1~12月

(1~6月)



(注) 年度 1~12月

(2) いんげん豆類 (痛いメキシコ禁輸)

メキシコ政府の雑穀輸出禁止令で暴勝した国内大手亡相場は、このところ相場も冷静さを取戻した形である。グラフに示す通り過去5年間の通関実績をみると67年まで輸入いんげん類の王座を独占していたビルマに代わり、68年からメキシコが首位を占めている。

メキシコは3年ほど前から過剰生産物の処分という形で備蓄豆類の輸出に力を入れ始め①価格が割安、②赤あん、白あん両面に使える、③品質がいい—などから製あん業者に好評で輸入量も66年8,300トン、67年13,000トン、68年17,000トン、69年19,000トン(1~11月)と漸増傾向にあつた。

今後はブラジル、ビルマ、米国などに振り替えられそうであるが、それぞれ事情があつて思うように行かず、輸入商社も対策に苦慮している状態である。

いんげん類の国別輸入実績(大蔵省通関統計、1969年付1~11月)

(3) 69 年におけるパルプ用材の輸入(日本)

① 針葉樹

国名	数量	輸入額(百万円)	単価
ソ連	524,000 m <sup>3</sup>	3,899	\$21
インドネシア	9,290 #	81	24
計	524,383 #	3,899	21

② 広葉樹

国名	数量	輸入額(百万円)	単価
ソ連	110,524 m <sup>3</sup>	654	\$16
フィリピン	98,672	639	18
マラヤ	94,358	505	15
硫球	31,513	287	25
オーストラリア	9,548	93	27
その他	24,281	183	
計	368,896	2,361	

(注) 1~12月

- ③ 考察：チップの輸入価格は上記の通り極めて安いので、生産地としては輸送に至便なことが要求される。従つて、パルクアイにおけるチップ原木生産は困難と思われる。

(4) 69~70年の油糧世界生産量推定

ソ連のヒマワリ及び棉実の減産説、ヨーロッパのナタネの減産などの情報は、世界の油糧および油脂の相場に大きな影響を与えたが、今後の原料および油脂の価格を決定する基本的な要素として'69~'70年の世界の油糧の生産量に注目しておく必要がある。

主要油脂原料の過去数年の生産量の推移をみると次のとおりである。

(単位：千トン、カッコ内対前年度伸び率)

品目	年度	67~68年(実績)	68~69年(見込)	69~70年(予想)
大豆		39,070 (4.0%)	41,770 (6.9%)	41,900 (0.3%)
棉実		18,400 (△3.2)	20,100 ( 9.2)	19,700 (△2.0)
落花生		11,501 ( 3.7)	10,381 (△9.7)	11,900 (14.6)
ナタネ		5,635 (19.4)	9,390 (△4.4)	5,450 ( 1.9)
ヒマワリ		9,780 ( 3.0)	9,680 ( 1.0)	10,200 ( 3.2)
ゴマ		1,715 (11.7)	1,660 (△3.2)	1,650 (△0.6)
オリーブ		1,497 ( 6.5)	1,598 ( 6.7)	1,310 (△8.0)
油換算合計		23,525 ( 4.6)	23,857 ( 1.4)	24,305 ( 1.9)

これからわかるように69~70年の世界の主要油脂原料の生産量は、2,430万トンの見込みで前年の1.9%増となっている。この伸び率は66~67年の伸び率3.4%、67~68年の4.6%にくらべるとかなり低い。68~69年の1.4%を若干上回ったものになっている。

この伸び率をどのように解釈するかであるがある製油会社では「世界の食用需要の伸びは、年間2%前後とみられるので69~70年の油糧生産量の伸びはさほど少ないものではないだろう」とみている。

#### (5) 世界の牛肉事情

世界の牛肉生産は各国の増産政策もあって20年間に3.5%の伸びを見せた。

主な牛肉生産国は、アメリカ、ソ連、アルゼンチン、中国、フランス、ブラジルなどでこれらの国で総生産量の過半数を占めている。1967年はアメリカ、ソ連、アルゼンチンなどの増産で前年の6割増だったが、68年はイギリス、アルゼンチンの減産のためわずかる割にとどまつた。

世界の牛肉貿易量は140~150万トンであるが、これは総生産量の5割に当り、この数年世界の牛肉貿易量は停滞気味である。これは、牛肉の輸出余力のある国が、オーストラリア、ニュージーランド、フランスなどに限られているからでこれらの国も牛肉の消費増、生産減で輸出が停滞しているためである。

輸入国の主なものは、アメリカ(43万トン)、イギリス(36万トン)、西ドイツ(10万トン)、イタリア(10万トン)などがあげられる。

一方、世界の牛肉消費は一般に増大しており、68年には、アルゼンチン、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどで消費が前年にくらべて著しく伸びた。

このような需給を反映して牛肉の輸出価格は、アルゼンチンの輸出増で66年、67年には横バイで推移したが、68年には世界的な供給不足で再び上昇し過去の最高水準(世界平均トン当たりFOB800ドル)に達した。

#### (6) 桐油 (異常高値続く)

桐油は異常な高値にある。69年末国内市況はドラム47~48千円の前半年通常価格の2倍にも達している。

主原因は、アメリカ及びアルゼンチン桐油の天候不順により減産になつたためで、これに呼応して中国桐油も次第に高値となつた。(12月末では1~2月積みCIF価格260ポンド、一方、アルゼンチン桐油240ポンド)しかし、アルゼンチンはこの2~3月、いよいよ収穫期

(単位:1,000トン)

## 世界の牛肉食数量の推移

区分	国名	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1968/1967	
輸出	世界計	1,586.8	1,482.7	1,450.3	1,467.3	-	-	-	
	うちアルゼンチン	531.5	420.9	349.2	401.1	379.7	254.9	67.1	
	ウルグアイ	64.5	122.1	64.6	55.2	52.7	42.0	79.7	
	ブラジル	12.6	19.0	35.8	20.8	11.6	39.4	339.7	
	オーストラリア	265.0	286.2	321.4	278.0	258.1	251.8	97.6	
	ニュージーランド	128.8	121.2	121.4	101.2	107.4	125.8	117.1	
	フランス	98.9	70.2	65.5	87.6	91.3	154.9	169.7	
	アイルランド	61.7	52.7	55.0	70.0	148.0	117.1	79.1	
	デンマーク	94.5	70.0	63.5	83.8	107.6	98.6	91.6	
	ニュージーランド	68.9	63.3	65.6	76.2	78.7	82.9	105.2	
	世界計	1,556.5	1,461.2	1,346.3	1,492.0	-	-	-	-
	輸入	うちアメリカ	448.5	320.5	266.1	348.6	362.1	428.4	112.1
イギリス		363.4	350.6	294.7	389.8	273.4	261.0	95.5	
イタリア		259.3	287.3	252.4	277.5	324.1	249.5	77.0	
西独		91.1	117.6	147.4	125.5	134.0	195.2	145.7	
スペイン		83.2	19.3	68.6	87.8	106.7	109.0	102.2	
日本		4.7	6.2	10.8	13.5	13.8	13.5	97.8	

資料: FAO「Trade Yearbook 1967」

FAO「Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Statistics 2/1969」

(1967~68年)

(注)年度 1~12月

に入るため先行き急速な下げ値に移行する可能性も充分ある。

従つて、中国側がこれ以上の強気を続けると日本の買気はアルゼンチンへ転換されることになる。このようにかねては高位値にあつたアルゼンチン桐油が中国ものゝ下位に立つたものゝ、アルゼンチンものの商談は依然停滞の状態にある。それは、アルゼンチンものには品質的に沃素価、ゲル化に若干の難点があり、それにもまして原料手当て、入手に大きな問題があるからである。即ち、5トン、10トンの小口の引合にでも応じる中国と異なつて、アルゼンチンものは100トン、200トンという取引量が要請されるからである。

日本の桐油購入者の需要は、月間せいせい350~400トン、大手ユーザーでも10~15トンと小口であり、また輸入量が400トンを越えると国内市況がたちまち下落することになる。

従つて、我國商社としても、アルゼンチンものには容易に手が出せないわけである。これに加えて航海日数も大きな問題となつている。手当てから入手まで1カ月もせぬ中国ものに比し、アルゼンチンからは45日を要する。中国ものより安い1月積みを手当てすれば我國では工場渡しは3月になる。この間に中国ものが一段値下がりでもした場合たちまち逆目に転じる。

このように桐油輸出主要二国の相対変動と先行き注視に微妙に揺られながらも、中国桐油を小口、小口と手当てしているのが現況になつている。桐油先高必至は予想されていたとはいふもののユーザーのショックは大きい。7~8年前のドラム6万円という大暴落以来の高値に対して塗料メーカー内では善処策の検討の方向へ動いている。

脱水ヒマン油への関心が一段と強まると同時に米国が輸入しているブラジル産オイテシカ油打珍の動きも伝えられている。ある大手塗料メーカーでは「桐油が先行き安くなるとしてもこうした事態は今後も起りうる。桐油一部代替の研究は重要な課題である」と語つている。



